

5/25 朝日

権利に条件「国家の従業員」か



自民改憲草案

義務④

自民党憲法改正草案と現行憲法を比べると格段に増えているものがある。個人に課される「義務」の数だ。現憲法が定める国民の義務は「勤労」「納税」「子女に普通教育を受けさせる」の三つ。伊

藤真弁護士はこう解説する。

「憲法は国民の権利を守るための法なので、本来、義務を入れる必要は全くない。それでも主権者たる国民が国を維持し、次の世代に引き継いでいくために、主権者の責任として、この三つを義務としているのです」だが草案を見ると、「国民は、〇〇しなければならぬ」との条文が新たに置かれたほか、もっと直接的に「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する

義務を負う」(草案92条2)などとする条文も新設された。

なぜこれほど、義務が前面に出てくるのだろうか。

自民党の憲法改正推進本部長を務めた船田元・衆院議員は、自身のホームページに「現行憲法の欠陥のひとつとして、権利に比べて義務の記述が少ないと言われている」と記す。安倍晋三首相も、第1次政権の2006年、教育基本法改正の議論に絡み、国会で「自由に対しての責任、権利に対しての義務、そ

うしたのものもしっかりと子どもたちに教えていく必要がある」と述べている。

世耕弘成内閣官房副長官はさらに直接的だ。

野党時代の12年、「東洋経済」のインタビューで生活保護の給付水準引き下げについて、「見直しに反対する人の根底にある考え方は、フルスペックの人権をすべて認めてほしいというものだ」「生活保護受給者は税金で全額生活を見てもらっている以上、憲法上の権利は保障した上で、一定の権利の制限があつて仕方がない」と述べた。

工業製品の性能を意味する「スペック」という言葉で、人権を表現する感覚。人権を認め

て欲しければ、まず義務を果たせ」。草案に感じる息苦しさの正体は、義務の数の多さではない。いつの間にか、義務を果たすことが、権利を行使することの条件にすり替えられてしまっていることにこそある。

敗戦翌年の46年。後に自民党総裁から首相になる石橋湛山は、現行憲法の草案要綱を見て「(国民の)義務を掲げることが非常に少ない」と批判した。なぜか。

「(国家を営む)経営者としての国民の義務の規定に注意が行き届いていない憲法は、真に民主的とはいえない」

現憲法の義務の少なさを問題視する点は、いまの自民党と同じだ。

だが石橋は、天皇主権の明治憲法下にあった1915年当時でさえ「(国家の)最高の支配権は全人民にある」と書いている。「フルスペックの人権を認めてもらいたければ、まず義務を果たせ」と、上から国民に迫る昨今の政治家の姿勢とは明確な一線を画す。

自民党の改憲草案のもとでは、国民は「国家の経営者」ではなく「国家の従業員」に成り下がってしまうのではないか。そんな疑問を携えて、長野県の人口5千人の村に出かけた。日の丸に一礼しない村長に、会

(藤原慎一)